

お客さま各位

# 火災保険改定のご案内

ホームプロテクト総合保険 2022年10月改定

日頃は、弊社火災保険をお引き立て賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、弊社では、保険期間の開始日が2022年10月1日以降のご契約より、火災保険の保険料の見直しおよび商品内容の改定を実施します。つきましては、主な改定内容を以下のとおりご案内します。

引き続き弊社火災保険をご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 改定の背景

2019年10月の火災保険(住宅総合保険)の参考純率※改定では、2018年度までの自然災害(風災・水災)の影響に基づいて、平均で4.9%の引上げが実施されましたが、2019年度から2020年度においても大規模な自然災害が発生したことの影響および築年数の古い住宅の割合が増加したことを踏まえ、今回は火災保険(住宅総合保険)の参考純率を平均で10.9%引き上げる改定が実施されました。

また、料率水準の改定にあわせ、自然災害に対する長期的なリスク評価が難しくなっていることから参考純率の適用可能期間が10年から5年に短縮されました。これらに伴い、弊社の個人分野の火災保険の商品・料率改定を実施します。

※参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いにあてられる部分の保険料率のことで、保険会社が保険料設定の参考にできる料率として損害保険料率算出機構が算出したものです。

### 2017～2020年度に発生した主な風水災による支払保険金調査結果(各年度末時点、見込み含む)

年度	主な風水災	支払保険金(火災保険)
2017年度	平成29年台風18号	300億円
	平成29年台風21号	1,078億円
2018年度	平成30年7月豪雨(西日本豪雨)	1,520億円
	平成30年台風21号	9,202億円
	平成30年台風24号	2,856億円
2019年度	令和元年台風15号(令和元年房総半島台風)	4,244億円
	令和元年台風19号(令和元年東日本台風)	4,751億円
	令和元年10月25日の大雨	155億円
2020年度	令和2年7月豪雨	848億円
	令和2年台風10号	932億円

(出典)一般社団法人日本損害保険協会調べ

## 2. 商品の改定

### (1) 長期契約の保険期間の変更

近年、大型台風やゲリラ豪雨等の大規模な自然災害が多発していますが、このような自然災害のリスクは、将来にわたり大きく変化していくと見込まれており、長期的なリスク評価が困難となっています。このため、今般の参考純率の改定において、長期契約の保険期間が最長5年に短縮されたことから、**弊社の火災保険についても保険期間を最長5年に改定します。**

本改定に伴い、保険期間10年で契約した場合に自動セットされる「継続契約の取扱いに関する特約」についても改定を行い、保険期間5年で契約した場合に自動セットします。

## (2) 不測かつ突発的な事故 自己負担額5万円の新設

選択可能な「不測かつ突発的な事故」の自己負担額は「1万円」、「建物10万円、家財1万円」または「5万円」(新設)のいずれかになります。

## 3. 保険料の改定

### (1) 保険料水準の見直し

改定後の保険料水準は築年数や所在地、構造級別、補償内容等により、保険料の引上げ、引下げが生じます。築年数によるリスク較差拡大に加え、自然災害が多かった地域は引上げ幅が大きくなる傾向にあります。

### (2) 「建物・家財セット割引」の新設

建物と家財を同一の保険証券で引き受けた場合に家財の保険料に割引を適用します。

## 4. 補償内容の改定

### (1) 「置き配」された家財の補償を追加

敷地内のあらかじめ指定した場所に宅配(置き配)された宅配物を家財に含めて補償できるよう、家財の補償範囲を拡大します。

### (2) 「持ち出し家財補償特約」の保険金お支払い条件の拡大

預貯金証書の盗難損害で保険金をお支払いする場合の条件を「保険証券記載の建物以外の建物内で生じた損害」から「保険証券記載の建物外で生じた損害」に変更し、補償範囲を拡大します。

### (3) 「不測かつ突発的な事故」の明確化および「保険金を支払わない場合」の例示の見直し

- ① 「不測かつ突発的な事故」では火災・風災・水濡れ・盗難等の事故を補償の対象から除く旨を規定していますが、損害保険金のお支払いの有無にかかわらず対象外であることを明確にします。
- ② 昨今の端末多様化に伴い、「スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末」を例示として約款に追加し、これらの機器が「不測かつ突発的な事故」の補償対象外であることを明確にします。

●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

## AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>